

# 観音寺市新学校給食センターPFIアドバイザー業務委託に係る公募型プロポーザル 実施要項

## 1 業務目的

本業務は、本市が令和7年4月より運営開始を予定している新学校給食センターについて、PFI手法により整備・運営するにあたり、実施方針の策定から事業者との契約の締結までに至る一連の業務について、金融、法務及び技術面等における業務実施上必要な支援並びに必要となる調査・検討及び資料作成等の支援を行うことを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

観音寺市新学校給食センターPFIアドバイザー業務委託

### (2) 業務内容

別紙「観音寺市新学校給食センターPFIアドバイザー業務委託仕様書」による。

### (3) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### (4) 履行期間

契約締結の日から令和5年6月30日までとする。

### (5) 見積限度額

26,800,000 円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以内とする。

## 3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす法人とする。

(1) 日本国内において、過去10年間（平成23年4月1日から令和3年3月31日までの間）に学校給食施設整備に係るPFIアドバイザー業務の元請けとして受注実績があること。

(2) 学校給食施設整備に係る建築技術に関する知識、PFI事業に係る法務・財務に関する知識を有していること（他の事業所等と連携して本業務処理に当たることも可とする。）。

(3) 本業務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有しており、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。

(4) 参加申込書類の提出期限（令和3年10月19日（火））までに令和2・3年度観音寺市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登録があること。

(5) 参加申込みの日から契約締結日まで、地方自治体等から指名停止又は指名回避等の措置を受けていない者であること。

(6) 次に掲げる団体でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

イ 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職という。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）、若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている団体

ウ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている団体

#### 4 参加申込み手続き

(1) プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 会社概要（様式2）、パンフレット等を添付すること。

ウ 財務状況関係書類（財務諸表 直近2期分）

エ 学校給食施設整備におけるPFIアドバイザー業務実績一覧（様式3）

(2) 参加申込書類の提出

ア 提出部数 正本1部、副本10部（副本は複写可）の計11部

イ 提出方法、提出先及び提出期間

(ア) 提出方法：持参（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時までの間に限る。）又は、郵送（書留での郵送に限る。）

(イ) 提出先：観音寺市教育部学校給食課

(ウ) 提出期間：令和3年10月11日（月）から令和3年10月19日（火）午後4時まで

（郵送の場合は令和3年10月19日（火）の当日消印有効とする。なお、郵送で提出した旨を学校給食課まで電話連絡すること）

## 5 質問の受付及び回答

(1) 本プロポーザルの実施に係る質問は質問書（様式10）により行うものとし、学校給食課の電子メールアドレス宛に送信し、電話により受信確認を行うこと。

(2) 質問書の提出先及び受付期間

ア 提出先：観音寺市教育部学校給食課

イ 受付期間：令和3年10月8日（金）から令和3年10月13日（水）午後4時まで

(3) 質問に対する回答

回答は、令和3年10月15日（金）（時間未定）に、ホームページ上にて公開する。

## 6 提案書の提出要請

提出された参加申込書類を審査し、「3」の参加資格要件をすべて満たしている事業者に電子メール（参加申込書に記載されたメールアドレス宛）にて「提案書等提出要請通知書」を通知する（令和3年10月21日（木）予定）。

## 7 辞退

参加申込書類を提出後、参加を辞退する場合には、提案書等の提出期限までに任意様式で「辞退届」を提出すること。

## 8 提案書等の提出

(1) 参加事業者は、プロポーザルの実施に係る次の書類を作成の上、提出期間内に提出すること。

ア 提案書（表紙）（様式4）

イ 提案内容

① 業務の実施体制（様式5-1）

- ② 総括責任者の業務実績（様式5-2）
- ③ 業務実施スケジュール（様式6 任意様式可）
- ④ 観音寺市新学校給食センター整備及びPFI導入可能性調査に関する基本的な方向性の把握及び課題と対応策（様式7 任意様式可）
- ⑤ 仕様書に定める「4業務委託内容（1）～（8）」についての提案（様式8-1～様式8-5 任意様式可）

ウ 見積書（様式9）及び内訳書（任意様式）

## （2） 提案書の書式

ア 提案書類の用紙サイズはA4版縦とすること。

イ 各頁下部余白に頁番号を付すること。

ウ 任意様式等によりA3版を用いるときは、A4版サイズに織り込み提出すること。

エ 記載する内容については、各事業者の創意と工夫により、簡潔明瞭に作成すること。

図示、着色は自由とする。

オ 提出書類のボリュームは問わないが、適正なものとする。

## （3） 提案書等の提出

ア 提出部数 正本1部、副本10部（副本は複写可）の計11部

イ 提出方法、提出先及び提出期間

（ア） 提出方法：持参（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時までの間に限る。）又は、郵送（書留での郵送に限る。）

（イ） 提出先：観音寺市教育部学校給食課

（ウ） 提出期間：令和3年10月22日（金）から令和3年10月29日（金）午後4時まで（予定）  
（郵送の場合は提出期間最終日の当日消印有効とする。なお、郵送で提出した旨を学校給食課まで電話連絡すること。）

## 9 審査

提案書の内容等について明瞭化のため、プレゼンテーションを実施する。

### （1） 審査予定時期

令和3年11月10日（水）を予定する。

### （2） 参加人数

プレゼンテーション参加人数は3人までとし、提案書にて届け出た総括責任者又は担当者が説明を行うこと。

※社会的状況から、プレゼンテーション等の実施を目的とした会議の実施が困難な場合は、審査方法を変更することがある。

(3) プレゼンテーションに要する時間

おおむね40分(説明30分以内、質疑応答約10分程度)とする。

(4) プレゼンテーションに要する機材

本市にてプロジェクター及びスクリーンを準備する。スライド用のパソコンは持参すること。

10 評価基準表

評価基準		評価点
①事業者の業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	5点
②業務の実施体制	本業務実施のために必要な体制が十分に配置されているか。担当者の人数や総括責任者経歴等に対する評価	5点
③業務実施スケジュール	業務の実施スケジュールが本業務の委託期間を踏まえた適切なものとなっているか。	5点
④新学校給食センター整備及びPFI導入可能性調査に関する理解度や課題と対応策	本市の新学校給食センター整備及びPFI導入可能性調査の理解度及び課題に対する対応策についての評価	10点
⑤仕様書に定める「4業務委託内容」についての提案	仕様書に定めた「4業務委託内容(1)～(8)」について、円滑かつ的確に業務を実施することができるか。	55点
⑥見積金額	価格を評価 (提案者中最低見積金額/各提案者見積金額)×20 ※見積金額は税抜とする。算出された評価点の小数点以下第2位を四捨五入する。	20点
合 計		100点

11 受託候補者の選定等

(1) 受託候補者の選定方法

ア 評価基準に基づき観音寺市の庁内関係者で構成する選定評価委員会で提案内容の評価を行う。各選定評価委員の評価点数に見積金額に関する評価点数を加える。評価（審査）の結果、委員全員の評価点数の合計が満点の6/10以上の提案者の中から、最高得点となった提案者を第1優先交渉権者に、次に得点が高い提案者を第2優先交渉権者に選定する。

なお、提案者の評価点数が同点となった場合には、選定評価委員会において上位の提案者を決定する。

イ 第1優先交渉権者が契約までの間に失格事項に該当すると判明した場合又は辞退した場合は、第2優先交渉権者と協議を行い、受託候補者を決定する。

ウ 提案者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと選定評価委員が認める場合は、その事業者を受託候補者として選考し、協議を行う。

## (2) 審査結果

審査結果は提案書を提出した全ての事業者に対して、書面をもって通知（令和3年11月中旬予定）する。なお、審査内容及び選定結果に対するの異議は認めないものとする。

## 12 失格事項

次のいずれかに該当する場合には、失格となる。

- (1) 提出書類等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 見積金額が本要項に示した見積限度額を超える場合
- (5) その他、本要項に違反すると認められた場合

## 13 日程（予定）

	内 容	日 時
①	公募開始	令和3年10月8日（金）から
②	質問受付期間	令和3年10月8日（金）から令和3年10月13日（水）午後4時まで

③	質問の回答日	令和3年10月15日（金）
④	参加申込書等の提出期間	令和3年10月11日（月）から令和3年10月19日（火）午後4時まで
⑤	令和2・3年度観音寺市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿登録期日	令和3年10月19日（火）まで
⑥	提案書等提出要請通知日	令和3年10月21日（木）
⑦	提案書等の提出期間	令和3年10月22日（金）から令和3年10月29日（金）午後4時まで（予定）
⑧	プレゼンテーション審査	令和3年11月10日（水）（予定）
⑨	審査結果通知日	令和3年11月中旬（予定）

※日程は市の都合により変更することもありますので、予めご了承ください。

#### 14 契約の締結等

受託候補者として選出された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。協議が不調のときは、選定評価委員会で順位付けられた上位の者から契約締結の協議を行う。

委託料の支払いについては、本業務完了後において一括払いとする。

#### 15 今後のスケジュール（想定）

令和3年12月 アドバイザリー業務委託契約締結

令和4年6月 実施方針等の公表

令和4年9月 特定事業の公表

令和4年9月 入札公告

令和5年6月 議決、本契約締結

令和5年6月 事業者による事業実施

令和7年4月 供用開始

#### 16 その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 提案書類の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 提案書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、公表その他、市が必要と認める用

途に用いる場合、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

**【事務局】**（問い合わせ及び書類提出先）

〒768-0065 香川県観音寺市瀬戸町四丁目1番215号

観音寺市教育部学校給食課

電話番号0875-57-6660 FAX番号0875-57-6661

電子メール [kyuushoku@city.kanonji.lg.jp](mailto:kyuushoku@city.kanonji.lg.jp)